平成２６年（フ）第２０８号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番６―505号
債務者　大畑　　実
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１８号
北九州市門司区田野浦１丁目４番９号
債務者　播磨　盛雄
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９８号
青森市大字浜田字豊田５番地１　シャーメゾンクレールＡ202号
債務者　久慈　実佳
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
広島県福山市春日町５丁目３番12号　サンシティかなおＣ201
債務者　畑山　祐二
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２９号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津242番地６
債務者　寺山　隆二
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
青森県弘前市大字和泉２丁目８番地11　ハイツ外崎102号
債務者　工藤　綾子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２５号
千葉県松戸市松戸2296番地の14　三友ハイム203号
債務者　濱田　浩史
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７０号
千葉県松戸市馬橋1471番地の１　リーヴァ馬橋205号
債務者　枝川奈々子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８２号
千葉県松戸市河原塚237番地の２　エクステ東松戸605号
債務者　宮津　　勇
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８３号
千葉県柏市旭町６丁目４番20号　高木ハイツ105号
債務者　宮内　隼兵
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２００号
千葉県松戸市小金原５丁目27番地の２　清水マンション107
債務者　杉田　孝二
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１６号
千葉県野田市花井250番地
債務者　金子　昌郎
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０７号
青森市千刈１丁目６番４号　安田アパート１号
債務者　佐藤　　幸
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
青森県弘前市大字取上１丁目５番地11
債務者　桑山　誠二
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２３１０号
名古屋市東区主税町４丁目72番地の１　アーバニア主税町202号
債務者　上山　昌男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０号
北九州市小倉北区常盤町１番14号
債務者　成山京子こと　李　　京子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３８１号
愛知県常滑市唐崎町３丁目12番地の１
債務者　永井智恵子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部